



中学生の息子が、私のクレジットカードを無断で使用し、スマホからオンラインゲームで高額な利用をしていた…。

相談

「クレジットカードの引き落としができなかった」とクレジットカード会社から連絡があり、調べると、1年ほど前から、中学生の息子が無断で総額約35万円をゲームに課金していました。数年前にゲーム課金以外の目的で息子のスマホにクレジットカード番号を入力したことがあり、息子はこの時のことを覚えていてゲーム課金したようです。保護者の許可のない未成年者の契約なので返金してほしいのですが…。(40代 女性)

回答

子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという保護者からの相談が多く寄せられています。特に、スマホやタブレット端末での無断課金に関する相談が目立ちます。

- 相談者には、ゲームの課金履歴や経緯書を作成し、未成年者契約の取り消しを求めるよう助言しました。また、クレジットカードは保管場所に注意し、子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除することを助言しました。
- 保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理し

ましょう。この機能で課金を承認制に設定できます。

- キャリア決済は必要に応じて上限額を低くしましょう。子ども用のスマホを契約する際は特に注意が必要です。



- 日頃から決済完了メールやクレジットカード、携帯電話料金の明細を確認しましょう。

- 民法では、未成年者が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことができます。ただし、子どもが保護者のアカウントでログインしたスマホで課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合もあります。

不安に思ったり、トラブルになった場合には、早めに最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」へ)

注意喚起!

“もふもふプッシュ”にご用心 ～「ペットによる火災事故」を防ぐポイント～

ペット(※1)の思わぬ行動によって火災を伴う事故が発生しています。

2013年度から2022年度までの10年間にNITE(ナイト)に通知された製品事故情報(※2)では、ペットによる事故は61件発生し、うち約9割(54件)が火災に至っています。飼い主の外出中に家で留守番をしていた犬や猫が

こんろの操作ボタンやスイッチを押したことによる事故が多い他、ペットが電気製品に排尿したり、電源コードをかみついたりしたことによる事故も発生しています。

対策によって少しでも事故のリスクを減らし、ご自身やご家族、大切なペットの命を守りましょう。

■ペットによる事故を防ぐポイント

- 出掛ける際はガスこんろの元栓を閉め、IHこんろ・電気こんろは主電源を切る。操作ボタンをロックする機能がある場合は使用する。
- 目を離す際や出かける際は、ペットをケージに入れる。
- こんろや暖房器具の周りには可燃物やペットの興味を引く物を放置しない。
- 電気製品を使用しない時はプラグを抜いて、ペットの行動範囲外に保管する。
- ペットが好む排尿場所付近に電気製品を置かない。

(※1)資料中のペットは、犬、猫、鳥、齧歯類(げっしるい)など主に毛が生えている愛玩動物を指す。

(※2)消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含みます。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

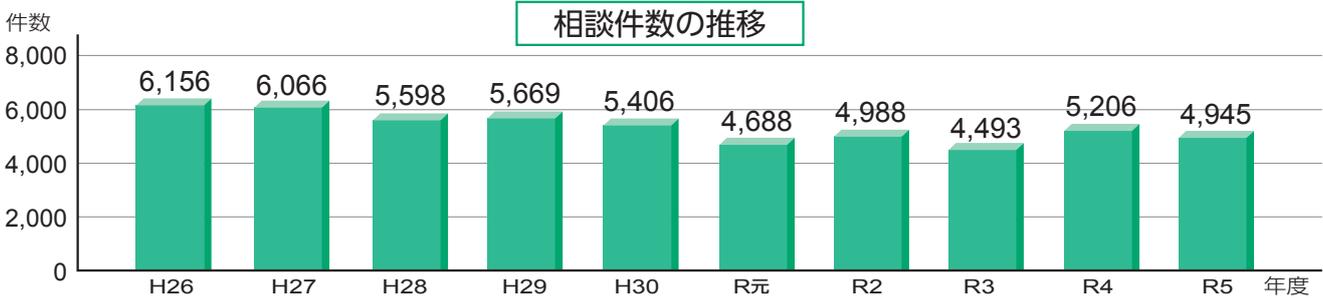
<https://www.nite.go.jp/data/000153596.pdf>



令和5年度 消費生活相談の概要

令和5年度の相談件数は、4,945件（架空請求音声ガイダンス586件及び市町村からの経由相談92件を含む）で、対前年度比95.0%でした。

- 平成26年度から減少傾向にあった相談件数は、令和4年度に化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談が急増したことなどから増加しましたが、令和5年度は、化粧品等の定期購入やアダルト情報サイトの不正請求等の相談が減少したこと等により、相談件数は減少しました。
- 相談内容は、化粧品等の定期購入に関する相談が4年度より減少したものの、3年度を上回る相談が寄せられたほか、架空請求や不審なメールに関する相談、フリーローン・サラ金など金融・保険サービスに関する相談、訪問販売による外壁・屋根工事等住宅リフォーム等の工事・建築に関する相談が大きな割合を占めています。
- 令和4年4月からの成年年齢引下げにより成年になった「18歳・19歳」が当事者の相談件数は対前年度比95.1%の39件、令和6年能登半島地震に関する相談は64件の相談が寄せられました。



項目別相談件数

※以下、架空請求の音声ガイダンスの件数(586件)及び市町村からの経由相談の件数(92件)を除いた4,267件の相談に関して記載します。

年代別

70歳以上(1,114件)が最も多く、60歳代(654件)、50歳代(604件)等となっています。男女別にみると、男性(2,029件)、女性(1,940件)となっています。

契約当事者の年代別構成比



商品、役務(サービス)別

商品に関する相談が2,031件（全体の47.6%）、役務に関する相談が2,033件（同47.6%）となっており、両者ほぼ同じ割合となっています。

商品に関する相談 2,031件(87.7%)

商品一般 402件(103.6%)

大手ネット通販会社等をかたったフィッシング目的と思われるメールに関する相談、大手通信会社や国の機関等をかたった架空請求メールが届いたという相談、身に覚えのないクレジットカードの請求や口座からの引落しに関する相談など。

保健衛生品 365件(72.7%)

通信販売で定期購入になっていた化粧品を解約したいという相談や、解約の連絡がとれないとの相談など。

教養娯楽品 321件(92.0%)

訪問販売で新聞購読を強引に勧誘されたので解約したいという相談や、通信販売で注文した電子タバコが定期購入になっていたので解約したいという相談など。

役務(サービス)に関する相談 2,033件(105.1%)

金融・保険サービス 399件(108.7%)

多重債務やローンの返済困難に陥った本人や家族からの債務整理の相談、SNSやネット広告で勧誘された暗号資産やFX取引(外国為替証拠金取引)の投資に関する相談など。

教養・娯楽サービス 318件(83.7%)

マッチングアプリの退会手続きや返金に関する相談、子供がオンラインゲームで高額な課金をしたことによる請求に関する相談など。

他の役務 301件(138.1%)

突然パソコンに表示された偽警告による偽のセキュリティサポート料の請求に関する相談、インターネットの求人広告や占いサイトに関する相談など。

() 内は対前年度比

販売購入形態別

店舗購入 739件(89.3%)

注文した中古自動車の解約や解約手数料、故障に関する相談、賃貸アパートの退去時の原状回復に関する相談など。

通信販売 1,390件(88.1%)

通常価格より低価格で購入できることが広告されている一方で、定期購入が条件であるということ認識せずに購入した化粧品や健康食品等を解約したいという相談、出会

い系サイトやアダルト情報サイトにアクセスしてしまい高額料金を不当請求されたという相談など。

訪問販売 354件(114.9%)

外壁工事や令和6年能登半島地震に関連した屋根工事等住宅リフォーム、トイレの緊急修理など「暮らしのレスキューサービス」に関する相談、強引な勧誘による新聞購読契約の解約に関する相談など。 ()内は対前年度比

高齢者（65歳以上）の相談 1,419件(対前年度比106.9%)

「商品一般」の相談が最も多く、フィッシングメールや架空請求メール、不審なメールや電話の相談が多く寄せられています。

昨年度と比較すると業者の強引な訪問販売で契約した屋根工事や外壁工事の解約等の工事・建築に関する相談件数の増加が大きくなっています。

若者（29歳以下）の相談 390件（対前年度比93.1%）

子供のオンラインゲームでの高額課金の取消しに関する相談が最も多く、次いで不審メールなど商品が特定できない「商品一般」に関する相談、サラ金での借金の整理に関する相談が寄せられました。

「18歳・19歳」の相談

39件（対前年度比95.1%）

販売購入形態では、通信販売が約4割を占め最も多く、相談内容ではエステ事業者との契約内容や解約に関する相談、FX取引のサポート契約、訪問販売で勧誘された新聞購読契約の解約等に関する相談が多く寄せられました。

令和6年能登半島地震に関連する相談

64件（令和6年1月～3月）

訪問販売が20件と約3割を占め、高額な屋根等の修理工事や無料点検等に関する相談のほか、保険金を利用して修理できると勧誘されたという相談が目立ちました。また、居住する賃貸アパートが損傷したことに伴う相談等が寄せられました。

富山県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します

県内の消費生活センター等で消費生活相談員として勤務を希望する方を人材バンクに登録し、採用を希望する市町村に情報を提供します。

※人材バンクへの登録は、消費生活相談員としての採用を保証するものではありません。

○登録できる方

次のいずれかの資格をお持ちの方

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

「富山県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業」について

富山県では、消費者安全法第10条の3に定める消費生活相談員資格試験^(※)に要する費用の一部を助成します。

(※)消費生活相談員資格試験(国民生活センター)、消費生活アドバイザー資格試験(日本産業協会)

○対象者

- (1) 上記^(※)の試験を受験し合格した方（補助金申請年度に限る）
- (2) 富山県消費生活相談員人材バンクに登録していただける方
- (3) 富山県内にお住まいの方

○助成内容

- (1) 受験手数料の1/2
- (2) 第2次試験会場までの公共交通機関利用料金の1/2（上限1万円）

【人材バンク及び助成事業に関するお問合せ先】

富山県生活環境文化庁県民生活課 TEL 076-444-3129

詳細は、富山県県民生活課のホームページをご覧ください。

- ・「富山県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します」
<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/jinzaibank/01.html>
- ・「富山県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業のご案内」
<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/jinzaibank/02.html>

たね いち ひろ みち
**種市尋宙氏（富山大学小児科講師）が
令和6年度内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました！**

消費者庁では、消費者利益の擁護及び増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として「消費者支援功労者表彰」を実施しています。

この度、種市尋宙氏（富山大学小児科講師）が「内閣府特命担当大臣表彰」を受賞しました。
おめでとうございます！

【主な活動実績】

小児科かつ救急・集中治療担当医師として、医療機関ネットワーク事業への事故情報の提供を主導する立場で貢献。

消費者庁が作成した「子どもの事故防止ハンドブック」の監修者の一人として携わるとともに、事業者へのアプローチも積極的に行っており、事故予防に資する表示の変更につながった成果を創出。

富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

富山県では、消費者被害の未然防止、早期救済等を図るため、出前講座の講師として啓発活動を行っていただく富山県消費生活推進リーダーを募集しています。

1 応募資格

富山県内在住者で、(1)～(4)のいずれかに該当する方（除：常勤の公務員、県くらしのアドバイザー）

(1) 「消費生活相談員」「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」
「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格をお持ちの方

(2) 公的機関で消費者行政に従事していた方

(3) 民間企業等で消費生活に関連する業務に従事していた方

(4) 消費者庁が実施する消費生活相談員養成講座を修了した方

2 募集人員 若干名

3 委嘱期間 委嘱日～令和8年3月31日

4 募集期間 当分の間

5 問合せ先 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111 (代)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760 (代)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121 (代)
上市町 町民課	☎076-472-1111 (代)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100 (代)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター（県東部にお住いの方）
富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時（休日、年末年始を除く）
但し、偶数月の第1・第2週、奇数月の第2週の延長相談は電話のみ

◆富山県消費生活センター高岡支所（県西部にお住いの方）
高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった！』『困った！』『どうしよう！』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188（いやや！）

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
（・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。）
（・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。）



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン